

様式第3号(第12条関係)

会議録

会議の名称	平成26年度第1回吉川市介護福祉推進協議会	
開催日時	平成26年6月26日(木)	午後5時10分から 午後6時30分まで
開催場所	吉川市役所 202会議室	
出席委員(者)氏名	中村 信委員、矢野 義光委員、戸張 英男委員、 大脇 利彦委員、峯尾 武巳委員、中田 眞矢子委員、 越川 千春委員	
欠席委員(者)氏名		
担当課職員職氏名	いきいき推進課 課長 伊東 孝 いきいき推進課 課長補佐兼 介護給付係長 海老沼 浩行 いきいき推進課介護給付係 秋田 真菜美	
会議次第と会議の公開又は非公開の別	(1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の指定について (2) その他	
非公開の理由(会議を非公開にした場合)		
傍聴者の数	0名	
会議資料の名称	1. 定期巡回・随时対応型訪問介護看護の指定について • 第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 • 指定地域密着型サービス事業所指定申請書(写) • 「吉川市で始まる新しい介護サービスです」パンフレット • 案内図 • 「定期巡回・随时対応型訪問介護看護」について 2. その他 • 介護保険制度改革改正の主な内容について • 老人福祉施設設立計画書の事前審査結果について	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録確認指定者	戸張英男 委員、矢野義光 委員	
その他の必要事項	なし	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
開会	
会長あいさつ	
議事 中村会長	議事の前に戸張委員、矢野委員を議事録署名委員に指名する。
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定について	<p>(事務局説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定について提案理由説明 第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に位置づけされている、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、医療法人相羽医院から指定地域密着型サービス事業所の指定申請があった。地域密着型サービスについては、平成25年度より市の権限となつたため、介護福祉推進協議会に意見を伺うものです。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業サービス採用については事業予定者の医療法人相羽医院たんぽぽの職員が説明。
矢野委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供は8月からか。 事業所としては8月からのサービスの提供を予定している。
矢野委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の人数について伺いたい。例えばオペレーターは常勤で3人、非常勤で4人となっている。非常勤職員は常勤換算する場合2.3人とか換算するがどうなっているのか。 非常勤の常勤換算については、オペレーターの非常勤は4人であるが、常勤換算は2.1人、定期巡回は非常勤が12人であるが、常勤換算は2.3人、随時訪問については非常勤が10人で常勤換算は3人と事業者から聞いている。訪問看護については、吉川松伏医師会と連携し実施する。
矢野委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算の2.1人というのは、職員を除いての人数か。 はい、24時間対応するための必要な人数です。 特に夜間のオペレーター業務は一人が勤務するというのは難しい。定期巡回サービスの職員がオペレーターを兼ねることもできるため、兼務となっている。
矢野委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 夜間型はあるのか。 以前休止となっていた夜間対応型訪問介護は業務を廃止し、新たに定期巡回型を行う。 国でも夜間対応型は普及しなかったことは認めている。定期巡回型サービスへ移行するよう推進している。
矢野委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の場合は割増が付いていたが。 定期巡回型は定額となっている。 事業所にとっては厳しい部分もある。 だいたい、20人ぐらいが採算ラインと聞いている。
峯尾委員	・夜間対応が廃止となるということは利用者がいなかつたのか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年に事業を開始し、当初の見込より利用者が少なかつたため、平成24年の9月から休止となっている。
峯尾委員	<ul style="list-style-type: none"> 5期計画では定期巡回型は25年度から数字が入っているが、この人たちとは実際どのようなサービスを使っているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市では定期巡回サービス事業者がいないため、訪問介護やデイサービス等を利用している。
峯尾委員	<ul style="list-style-type: none"> 市外のサービスを利用しているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 給付実績はないので、市外の事業所は利用していない。
峯尾委員	<ul style="list-style-type: none"> スムーズに移行できるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ある程度ケアマネや医療相談室等に丁寧に事業内容を説明していく必要がある。県内にもいくつかの定期巡回の事業所があるが、ケアマネなどへの周知が課題と聞いている。
矢野委員	<ul style="list-style-type: none"> 夜間対応サービスを実施した経験がある。鍵の扱いや家族がいる場合やいない場合等の対応がある。マネジメントの仕方が難しい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 相羽先生のところは他にサービスの住宅をもっているのか。 サービス付き高齢者住宅は持っている。18人の施設である。 団地とか利用者がまとまっているところであれば比較的運営は楽になると聞いている。
峯尾委員	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回はケアプランに入ればそこから先は、ケアマネジャーへの連絡は無くなる、利用者と定期巡回事業者はやりやすいが、ケアマネは意味がなくなるという話を聞く。夜、呼び出されたら動く、例えば30分以内とか営業エリアが限られる。今回の事業所は市内の中心なので問題はないとは思う。 <p>また、定額制については週1回のサービスを受ける人は利用料が上がってしまう。夜間帯と頻回なものが必要となる、そのようなときには定期巡回は使いやすい。どれを想定しているのか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 県内の事例では軽度と重度で、軽度だと例えば午前中に洗濯機を回し、お昼に干して、夕方取り込むそれを20分単位でこまめに回るという利点がある、重度の場合、胃瘻で在宅の方については、訪問看護、訪問診療が一緒についてくるので安心感があると聞いている。1日に1回の利用でも安心があるということで、継続して利用している人もいる。24時間の保険のような感覚で、いざという時には来てくれるという安心感を求めていいるという方もいる。吉川でも困難なケースが多くなってきた、例えば認知が進んで服薬をしなければならなくなつたが、服薬を忘れる方がいる。その管理も午前中20分、午後20分でこまめに回ることで服薬を管理していく、それで体調が良くなっていく、そういう使い勝手も見込んでいる。
峯尾委員	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーがこのサービスを使うか使わないかなんです。使えば定額になるので、今までの朝、昼、晩で30分ずつ入るという部分で収まったものが、極端な例では倍の値段になる場合もある、しかし、そこには安心感があるということもある。 <p>ただし、どう使ったかについてケアマネジャーは、チェックしない、マネジメントから外れてしまうという心配があると聞いてい</p>

	<p>る。のようなサービスが吉川にあるということはいいことだと思う。</p> <p>ケアマネジャーと利用者である家族や本人が使うか使わないか選択肢が広がる。</p>
矢野委員	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーが使うか使わないでなく、ケアマネジャーが誰にインフォームドコンセントができるか。やってみないと分からぬところがある。どの程度動けるか予測が難しい。出発点としては、このサービスをやってみて次の段階ということがある。団地とかで行うと、本来は採算が取れない、1つの団地で2人とか3人出るとその分安くなってしまう、その辺も簡単にはいかないと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 春日部の事例を見ると、医療法人が運営している、訪問看護と訪問介護は昔からやっていた。岩槻市との境であったがエリアは春日部市全域と岩槻区の一部、岩槻区の利用者は1人であった。
矢野委員	<ul style="list-style-type: none"> 今、国でも問題となっているが、そこがあっせん所としてとらえられると、問題となるので注意をする必要がある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国でも地域包括ケアの大きなサービスの一つと位置付けている、県も力を入れている。全市町村に広げたい考えがある。まだ、使い勝手がいまいちの部分もある。
中村会長	<ul style="list-style-type: none"> 他にご意見はあるか。 <p>無しという意見あり</p>
中村会長	<ul style="list-style-type: none"> 議題の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定については、当委員会としては特に支障なしということでおろしいか。異議なし
委員全員	<ul style="list-style-type: none"> それでは議題2 その他に入ります。何かあるか。
中村会長 議題(2) その他 介護保険制度の改正について	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度改革の主な内容について事務局で説明。
中村会長	<ul style="list-style-type: none"> 制度改革について説明があったが、何か質問は。
矢野委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 補足給付の資産要件について、1,000万以上の把握はできるのか。申告か。他人名義で貯金した場合は分からぬ。 申告です。怪しい場合は調査することもできます。調査権はあるが疑問もある。
峯尾委員	<ul style="list-style-type: none"> この内容で広報に乗せててもわからぬと思うので、地域包括を使って分かりやすい言葉での説明が必要。若い人たちにも言っていかないと分からぬ。30代、40代の人を中心に説明していかないと伝わらない。
矢野委員 峯尾委員	<ul style="list-style-type: none"> 「包括ケア」の意味が分からぬ人もいる。 お年寄りの話もあるが、若い人にも周知が必要。地域包括などを使いながら、周知に努めてほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携で、県が進めようとしている「幸手システム」を、モデル事業として吉川市がやると聞いたが。 ・幸手システムとは何か？ ・幸手市の病院が糖尿病の関係から、健康増進とか医療機関との連携を作り上げて人工透析まで持つていかないような、重症化させない取り組みを実施、すでに重症化した人もダブルで受信している人も、情報を集約しダブルでの投薬を管理していく、余計な検査をなくしていく。そこに、介護と福祉が連携しあるWIN、WINの関係になっている。それを幸手システムといい、厚労省も見に来ている。それを、県が吉川にやらせるという情報を聞いた。 ・県が吉川にやらせるという情報は聞いていない。 ・先進的な事例を勉強していくという動きはある。 ・他に何か ・当日配布資料に基づき、(仮称)社会福祉法人 吉宙会で計画している、地域密着型小規模特別養護老人ホームの建設経過について説明。 ・場所は上内川のどの辺りか。 ・野田橋から松伏町に向かい、豊橋付近でグループホームほほえみの北側になる。 ・国の方では、社会福祉法人のあり方について研究している。小さな社会福祉法人はなかなか難しいとなっている。1法人1保育所などはもう少し大きな法人に切り替えていくという話が出ている。 ・この社会福祉法人の認可も平成25年度から市に権限移譲された。 ・暫定的に降りてきたのでは、今年1年だけでは。 ・平成25年4月から、権限移譲され社会福祉法人の認可等は市になった。 ・小規模特養については5期計画の中でも位置づけされている。手を挙げたのは早かったが、取り付け道路の関係で遅れた。本来であれば5期計画中のオープンであったが27年4月の見込となつた。 ・他に何かあるか。 無しという声あり ・今後の予定として、当介護福祉推進協議会の委員の方の任期は7月31日までとなっている。一般公募委員については広報7月号で募集を行うため確認してほしい。
--	--

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年7月1日

署名委員

ア張英男

署名委員

矢野義光